

公共下水道使用料 改定案

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料 (1 使用月)

- ・ 10 m³から 0 m³へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。

1,500 円/10 m³ ⇒ 1,000 円

○超過使用料

- ・ 現行区分に 0 m³超～10 m³までを追加する。

佐屋・佐織地区

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>
10 m ³ 超～ 50 m ³ まで 150 円	⇒	10 m ³ 超～ 50 m ³ まで	150 円
50 m ³ 超～100 m ³ まで 180 円	⇒	50 m ³ 超～100 m ³ まで	180 円
100 m ³ 超～500 m ³ まで 210 円	⇒	100 m ³ 超～500 m ³ まで	210 円
500 m ³ 超 240 円	⇒	500 m ³ 超	240 円